

意匠制度の改革へ向けての今後の課題

Further Development of Japanese Design Law Reform

水谷直樹*
Naoki MIZUTANI

抄録 意匠法においては、意匠法独自の観点からの法改正を検討すべき事項が存在している。本稿では、このうちの三点を取り上げて、問題点および改正の方向について検討していくこととしたい。

1. はじめに

知的財産法は変化の激しい分野であり、毎年のように法改正が繰り返されている。平成 22 年度の通常国会においても、特許法の大幅な改正が予定されており、これに伴い意匠法についても、上記特許法改正に関連する範囲内での法改正が予定されている。

もっとも、上記意匠法の改正は、今回の特許法改正に平仄を合わせるための改正という側面が強く、意匠法の分野での独自の改正という側面は、格別なものとは言えない。

そこで、本稿では、意匠制度の改革へ向けて、今後検討していくべき固有の課題に関して論じていくこととしたい。

その際には、意匠制度を巡る利害関係者、すなわち、企業、デザイナー、需要者のそれぞれの立場を考慮しつつ、より利便性の高い制度にしていくとの観点から検討していくことが、肝要であると考えられる。

なお、以下に述べる内容は、いずれも私見に属するものばかりである。

2. 意匠法の知的財産法中での立ち位置をどこに求めるのか

意匠法は、知的財産法中の一法域であり、特許法、実用新案法、商標法と共に、知的財産法を形成している。

上記において、意匠法や特許法、実用新案法は一般に創作保護法として分類されており、商標法は標識保護法として分類されている。

そして、このような分類を前提とした場合には、創作保護法においては、特許法的アプローチが採用され、標識保護法においては、商標法的アプローチが採用されることが少なくない。

しかし、個々の法律は、それぞれ独自の法目的

* 弁護士・弁理士・東京工業大学大学院 客員教授
Attorney-at-Law・Patent Attorney・Visiting Professor of
Graduate School of Tokyo Institute of Technology

を有しているものであるから、例えば同じ創作保護法に分類されているからといって、共通の特許法的アプローチが、一律に採用されることが、常に是とされるわけではない。

この点からすると、意匠法においては、特許法的アプローチとは別に、意匠法に特有のアプローチが採用される場合があって然るべきである。

このことからすると、意匠法が創作保護法であるとの類型的理解を前提にした場合にも、一律に特許法的アプローチを採用すべきものでないことは言うまでもない。

本稿でも、このような観点からの検討を行っていくこととしたい。

3. 意匠と物品性との関係－画像デザインの保護

意匠法2条は、「意匠」の定義として、「この法律で『意匠』とは、物品（物品の部分を含む。第8条を除き、以下同じ。）の形状模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」と規定している。

このことから、意匠とは「物品の形状」を指すものであるとして、意匠は物品と不可分の関係にあるものと解するのが、従来からの多数的見解であった。

もっとも、この「物品」性に関しては、上記引用のとおり、「物品」の概念中に「物品の部分を含む」として、部分意匠制度が導入されたために、独立の取引の対象とはならない物品の部分に係る意匠が、保護対象となることとなった。

このため、「物品」の概念は、部分意匠制度を導入した時点において、既に拡大ないし抽象化されていると言い得る。

上記のとおりであるが、部分意匠制度の導入を前提とした場合にも、近時のインターネット環境

の普及に伴い極く身近になってきた画像デザインに関しては、伝統的な意味での物品を前提としているものではないために、現行法を前提とした場合には、意匠法による保護が困難であると考えられる。

上記を前提として検討した場合には、意匠制度において、「物品」性とは、意匠制度にとって本質的な要素であるのか、政策判断の一選択肢にすぎないのかが問題になる。換言すれば、意匠と物品の一体性ないし不可分性は、意匠制度に必須不可欠の本質的な要素であるのか否かが問題になる。

そして、この点に関しては、意匠と物品との不可分性ないし一体性の問題は、意匠にとっての本質的な要素とまでは言えず、法政策上の選択事項の1つにすぎないというのが、近時の共通の理解ではないかと考えられる。

すなわち、その一例を述べれば、欧州共同体意匠規則においては、「製品」の全体または一部の外観が保護対象とされているものの、この「製品」中にはグラフィック・シンボル、アイコン等が含まれるとされており（同規則3条(a), (b)項）、この点では、二次元のデザイン全般が、「物品」との一体性を離れて保護対象となるとされている（産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会報告書「意匠制度の在り方について」[2006年2月]31頁以下をも参照）。

上記のとおり、欧州共同体意匠規則においては、物品性を離れたグラフィック・シンボル、アイコンさらには画像デザイン等が、意匠として保護されている。

このことからすると、意匠制度として、意匠と物品との一体性ないし不可分性を要求するの否かは、法政策上の選択の問題であり、意匠制度においての必須不可欠の要素とまでとは言えないものと考えられる。

このように考えた場合には、我が国においても、物品と一体性のない画像デザインを、意匠権により保護することを検討するための制度的な基盤が存在していると言ってよいと考えられる。

なお、この点に関連して、平成 18 年意匠法改正においては、意匠法 2 条 2 項が「前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と法改正されている。

上記法改正により、画像が現実に表示される物品が、当該物品とは異なる別物品であったとしても、前者が後者と一体として用いられることが前提とされている場合（DVD プレーヤーとディスプレイの関係のような場合）には、当該画像も、当該物品を構成する意匠の一部として認められることとなった。

もっとも、上記法改正は、上記の限りであって、意匠と物品の一体性について多少緩和はされたものの、これらが分離されることになったわけではない。

上記のとおりであるから、物品と一体性ないし不可分性のない画像デザインを、意匠権により保護しようとした場合には、依然として法改正が必要であるということになる。

なお、付言すると、画像デザインに関しては、物品性との結びつきの問題とは別に、動きを伴う画像デザインにつき、どの範囲を一意匠の範囲と捉えればよいのかという問題が存在しているが、ここでは問題点を指摘するに止める。

上記のとおりであるが、この意匠と物品との関係に関して参考になるのは、プログラムを発明として特許法で保護するか否かにつき検討がされた

際の一連の過程である。

すなわち、特許法では、発明は「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」（2 条 1 項）と規定されている。

このため、プログラムについては、自然法則の利用性につき疑義があるとして、特許法による保護につき、当初は長い間疑問視されていた。

ところが、平成 9 年 12 月になると、特許庁は、プログラムが社会のあらゆる場所に普及しているとの事実を重視して、プログラムについても、発明として許容する方向に転換した。

もっとも、この際に許容されたクレームの形態は、「プログラムを記録するコンピュータ読み取り可能な記録媒体又は構造を有するデータを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体」であった。

これは、プログラムを物の発明に分類するとした場合に、物とは有体物であるとの前提に立ったうえで（民法 85 条）、発明の実施品のレベルにおいて有体物性を欠く発明を、発明として受け入れることは困難であるという前提のもとでの措置であった（なお、付言すれば、発明は技術思想であるから、それ自体は無体物であるが、この発明を実施した際の実施品は、物の発明であるのならば有体物になるはずである、というのが上記の取扱い、すなわち、プログラムを「記録媒体クレーム」の限りで許容することになったこと的前提に存在する考え方であった。）。

ところが、平成 14 年になると、特許法が改正されるに到り、プログラムを正面から発明として受け入れられるようになり、「プログラムクレーム」それ自体が許容されるに到った（特許法 2 条 3 項 1 号、4 項 — ただし、この場合も、プログラムが特許法 2 条 1 項所定の「自然法則を利用した技術的思想のうち高度のもの」という要件を充足して

いることが、保護の前提になる)。

この場合に、この「プログラムクレーム」を実施すると、実施品もプログラム、すなわち無体物であるから、物の発明の実施品は有体物という、従来からの考え方が一部否定されることになった。

これは、物の概念については、民法と特許法とでは、相対的に捉えることが可能であるとの考え方を前提としており、民法では物とは有体物を指すとしても、特許法では、物とは有体物のみならず、無体物をも包含するという考え方を前提としている(実際の条文上では「物の発明(プログラム等を含む。以下同じ。)」と規定されている — 2条3項1号)。

上記のとおりであるが、当初は、特許法においては、物の発明の「物」とは、有体物を指すという考え方が前提になっていたため、当初は「記録媒体クレーム」を許容するに止まっていたが、最終的には「プログラムクレーム」が許容されるに到っている。

そして、その理由については、上述したとおりである(「物」の概念についての、法ごとの相対化の受け入れ)。

特許法におけるプログラムの扱いについて、ここまで述べてきたのは、意匠法の改正においても参考になると考えられるからである。

すなわち、特許法においては、当初は、物の発明の「物」とは、有体物であるとして、このことにこだわって、「記録媒体クレーム」を許容するに止まっていたが、その後、上述した経緯により、「プログラムクレーム」が許容されるに到っている。

このことを、意匠法に置き換えてみると、前述した意匠法2条2項は、意匠と物品の一体性ないし不可分性を前提にしたうえで、その範囲内でぎりぎり可能なところでの法改正を行ったものと解

することができる(物品概念の拡大ないし抽象化)。ところが、意匠と物品との結びつきを越えて、これと切り離された形式での画像デザインの保護を図ろうとすると、上記したとおり法改正が必要になってくるものと考えられる。

そして、この点に関しては、意匠制度においては、物品性が必須不可欠であるとまでは考えられていないため、政策判断により、さらに一步進めて、意匠と物品の結びつきを、一部または全部において見直すことが可能であると考えられる。

なお、上記に付言すれば、特許法においては、「物」の概念を、法ごとに相対化して、特許法においては、「物」は有体物も、無体物も包含することとされた。

これに対して、意匠法においては、「物」ではなく、「物品」という文言が使用されているために、「物品」概念自体の相対化は、それほど容易ではないものと考えられ、「物品」概念中に、正面から無体物を取り入れるというよりは、当該概念の緩和ないし抽象化ぐらいが、せいぜいのところではないかとも考えられる。

このため、画像デザインを意匠として導入する場合の対応としては、保護対象である意匠と物品との一体性を分離してしまうことによるのか、あるいは物品性の概念を維持しながらも、当該物品性の内容を、緩和ないしさらなる抽象化していくことによるのか等の複数の対応が考えられるものである。

特に前者の場合には、前掲した欧州共同体規則の場合のように、「製品」等の概念を導入することにより対応することも、一つの方法であるものと考えられる。

また、後者の場合には、「物品」の概念の抽象化を進めていくことにより、「物品」概念それ自体を形式上のものとしていくことが考えられるが、こ

の場合には、「物品」概念が実質上変容してしまうことは避けられないものと考えられる。

特許法は、前述した過程を経ることにより、発明の（実施品）の概念中に無体物を取り込むこととしたが、意匠法においても、同様に、いずれの方法を採用するのにかかわらず、意匠の概念中に、実質的に物品性を伴わない画像デザインを取り込むこと、すなわち意匠中に物品性を伴わないという意味での無体物の概念を取り入れることが、デザイン保護の現状に対する、法による時宜を得た対応と言えるのではないかと考えられる。

画像デザインは、既に我々の生活の到る所に入り込んでおり、電子データが独立に取引される商品になりつつあることをも考慮すると、物品から分離された形での画像デザインの保護は、意匠法の改正により実現していくべき課題の一つであると考えられる。

4. 意匠のブランド化への対応

意匠の世界では、数多くのロングライフデザインと呼ばれるデザインが存在しており、企業の特長あるデザインを使用した商品が、長年にわたってユーザに親しまれ、商品販売力の源泉となっていることがある。

これは、意匠（デザイン）のブランド化と言ってもよい現象であり、当該企業からは、意匠法による保護が強く求められている。このような意匠のブランド化に対して、意匠法として、どのように対応していくべきであるのかについて、ここで検討していくこととしたい。

知的財産法は、ブランド保護につき、一定の対応を行っているが、これを個別の法ごとに確認すると、以下のとおりである。

まず、特許法においては、技術は陳腐化すると的前提のもとに制度設計がなされており、「技術の

ブランド化」などあり得ないとして、何らの対応も取られていない（なお、付言すれば、特許法 29 条の 2 は、技術のブランド化を保護することを目的とした条文ではない）。

このため、特許法 29 条 1, 2 項においても、公知技術について、自己名義の公知技術と他者名義の公知技術とで、格別の異なる扱いはされておらず、いずれの公知技術に関しても、拒絶理由等については同等の対応がなされており、「技術のブランド化」とでもいう事象に対する対応は採られていない。

次に、商標法においては、まず、保護期間は 10 年間であるが、さらに更新登録を行うことが認められており、商標のブランド化への対応がなされていると言える（商標法 19 条）。

さらに、商標法においては、「他人の登録商標又はこれに類似する商標」については、商標登録を受けることができないと規定されている（商標法 4 条 1 項 11 号）。

もっとも、上記は、「他人の登録商標又はこれに類似する商標」であるから、これを裏から言えば、自己名義の「登録商標又はこれに類似する商標」については、拒絶理由には結びつかず、商標登録が可能ということになる。

このため、商標法においては、10 年単位での更新登録が認められていることに加え、自己名義の登録商標の存在を理由にして、商標出願が拒絶されることがなく、このため、商標法は、商標のブランド化に対しては、これを推進する方向で制度設計がなされているものと言える。

最後に、意匠法についてであるが、意匠法 3 条 1, 2 項は、公知意匠について、自己名義の公知意匠と他者名義の公知意匠について、特に扱いを変えておらず、この限りにおいて、特許法の場合と同様に「意匠のブランド化」に対して、対応がな

されているとは言えない。

このため、意匠法3条1,2項は、特許法29条1,2項と同様の規定と位置付けられる。

上記のとおりであるが、特許制度の場合には、技術は陳腐化することが前提になっているため、自己名義の公知技術と他者名義の公知技術について、異なる扱いをする合理的理由はないと言え、現行規定について、格別の問題点があるものとは考えられない。

これに対して、意匠制度においては、前述したとおり、ロングライフデザインと呼ばれるデザインが存在しており、デザインのブランド化の現象が一部に見られ、これに対する保護が求められている。

これと共に、ロングライフデザインと呼ばれるものは、同一のデザインを長期間使い続ける場合ばかりではなく、デザインのイメージやコンセプトを維持しつつ、少しずつデザインの改良を続けていくことが少なくなく、このような場合を含めた意匠法による保護が求められている。

上記の各場合を含めて、ロングライフデザインに対し、意匠法として、一定の保護を与えることにするのか否かは、優れて政策決定の問題である。

そうであるとする、前述した特許法的アプローチにこだわることなく、意匠制度に特有の問題として、この問題を捉えて、検討していくべきである。

そこで検討するに、ロングライフデザインは、商品につき、特定企業の出所を表示していると評価されるものがあり、そこまで達していないとしても、特定企業の商品に特有のデザインとして、商品販売力の源泉となっているものが存在している。

このような事実を前提にした場合には、意匠法として一定の対応を行うことにしたとしても、意

匠制度の本質に反することにはならないものと考えられる。

ここで問題になるのは、意匠制度の目的が「意匠の創作を奨励し」(意匠法1条)であることから、創作説の立場に立って、特許法と同一の方向性の維持を強調する立場が考えられる。

もっとも、意匠法1条の存在を前提とした場合にも、直ちに特許法と同一の立場の維持という考え方に結びつくわけではなく、意匠法に独自の政策判断により、ロングライフデザインないしは意匠のブランド化に対応することは可能であると考えられる。

本稿では、このような立場を前提にして、意匠法によりロングライフデザインの保護を推進していくとの立場に立脚したうえで、検討を進めていくこととしたい。

そこで、現行意匠法が、このロングライフデザインに対して、これまでどのような態度を採っていたのかについては、前述したとおり、意匠法3条1,2項は、自己名義の公知意匠と他者名義の公知意匠の取扱いにつき、格別区別をしておらず、ロングライフデザインや意匠のブランド化に対して、格別の対応はしていない。

これと共に、意匠法においては、関連意匠制度が存在しており(10条1項)、自己の本意匠に類似する意匠の登録を認めているが、時期の制限が設けられており、関連意匠の登録は、本意匠の意匠公報の発行日前である限り、と規定されている。

上記のとおりであるところ、意匠法10条1項は、本意匠の名義人と同一人である限り、本意匠に類似する意匠の意匠登録を認めており、この限りでは、結果として意匠のブランド化に一定の配慮を払っていると言える。

しかし、他方で、関連意匠の登録が可能なのは本意匠の意匠公報の発行日前であるという時期的

制限を設けている点で、一定の限界が存在することも事実である。

ロングライフデザインは、本意匠の意匠公報の発行日前までというような短期間で展開されていくものではないから、上記の時期的制限は、少なくともロングライフデザインに対しては、十分な対応を採っているものとは言い難い。

上記のとおりであるから、現行意匠法は、ロングライフデザインの保護に対して、十分な対応を取っているとは言えない。

しかし、ロングライフデザインが現に多数存在しており、保護のニーズも高いことからすると、意匠法独自の立場で、これに対する保護を検討することは有用であると考えられる。

この場合に具体的にどのように対応していけばよいかの問題になる。あり得る対応としては、意匠法3条1,2項において、自己名義の公知意匠と他者名義の公知意匠とを区別して、自己名義の公知意匠については、公知意匠として取扱うことを行わず、自己の公知意匠に類似する意匠についても、登録を認めていくという対応である。

このような対応を行うことを前提とした場合には、自己の先行登録意匠に類似する自己の出願名義にかかる類似意匠は、拒絶されることなく、本意匠として登録されることになる。そうすると、この場合には、もはや関連意匠制度は必要ではなくなり、制度としては廃止することになるものと考えられる（なお、上記に付言すれば、関連意匠制度は、実際の意匠出願の実務において、関連意匠が先行する本意匠の類似意匠であるのか、本意匠とは独立した別の本意匠であるのかの問題になることがあり、このことが、意匠の審査期間の長期化を招いていると言われている。このような点からしても、関連意匠制度の廃止は、メリットを有していると言える）。

上記のとおりであるが、意匠法において、上記のような対応を採るのか否かは、政策判断の問題であるところ、意匠制度の利用者において、ロングライフデザインに対する広汎な保護ニーズが存在する限りは、これを推進していくべきものと考えられる。

5. 意匠登録についての部分的な無審査登録制度の導入

現行意匠法は、意匠の出願に対しては、特許庁の審査官が登録要件につき審査を行い、登録の可否を判断することを前提としている（意匠法第3章）。

現在の意匠の出願実務では、上記のような審査制度の存在を前提にして、出願からFA（ファーストアクション）までに要する期間を平均して7ヶ月程度としている。

もっとも、アパレルや雑貨の商品分野のように、商品寿命が7ヶ月に達しない分野も存在しているため、これらの分野においても、意匠法による保護ニーズが現に存在してはいるものの、意匠法ないし意匠制度が、このような分野の商品群に対するデザインの保護において、制度として十分に対応しているとは言い難いものとも考えられる。

このようなことから、商品寿命の長さだけが、唯一の理由ではないものの、意匠法に無審査登録制度を導入しては如何かという見解が、これまで繰り返し提案されてきた。

無審査登録制度を導入した場合には、実体審査を行う必要がないために、出願から登録までの期間が短縮されるであろうし、出願費用も当然に低額化する。

我が国においては、これまでは、上述した無審査登録制度のメリットは認めつつも、我が国では安定した個別の権利関係の構築が重視されている

として、無審査登録制度については、総じて時期尚早、ないしは我が国にはそぐわないという意見が優先していた。

しかし、視点を国外に転じると、無審査登録制度を採用することが、世界の趨勢となっているものとも言える。

これを具体的に述べると、無審査登録制度を採用している国や地域は、欧州共同体、ドイツ、中国、韓国に及んでおり、米国を除けば、世界の主要国ないし地域が採用しているものとも言える（この点につき、より具体的には、前掲した産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会報告書「意匠制度の在り方について」41、42頁を参照されたい）。

このような現実を前提とした場合には、短期の商品寿命の商品のデザインに対する意匠権による保護需要が存在しており、意匠制度がこれに対応していないこと、意匠制度のハーモナイゼーション等の立場からしても、さらには、意匠制度の利用者にとっての選択肢を増やすという観点からも、従来にも増して、この無審査登録制度を導入すべきではないかと考えられる。

また、この場合に、全ての物品に適用される無審査登録制度を導入するのか、一部の物品のみに適用されるに止めるのかという問題も生じる。

この点について少なくとも言えることは、商品寿命が、審査スピードよりも短期の商品分野の場合には、無審査登録制度を受け入れる必要性が大きいと言えるであろう。

これと共に、既に論じた画像デザインに関して、無審査登録制度を採用するメリットのある分野であると考えられる。

すなわち、画像デザインについては、物品から事実上切り離された意匠であり、このことを前提とした場合には、意匠の類似範囲や権利の保護範

囲の確定については、少なくとも導入当初はそれ程容易ではないものとも考えられる。

他方で、この点が明らかになるまで画像デザインの保護は行うべきではないとの立場も、別の意味で極論すぎるように考えられる。

また、この点に関連して、仮に画像デザインを意匠法により保護することとして審査を行うとした場合には、サーチ範囲が拡大しすぎることはないか、その結果として審査の質の低下を招くことはないか等が、実務家の間で指摘されることがある。

このような事情をも勘案すると、画像デザインについては、無審査登録制度の採用を前提としたうえで、これを登録可能な意匠として導入することが、画像デザインの意匠制度中へのスムーズな導入という観点からは有用であると言えるかもしれない。

いずれにしても、これらの点を含めて、無審査登録制度の導入の是非について検討すべきと考えられる。

6. おわりに

以上のとおり、意匠制度の今後の改革へ向けての課題として、意匠と物品性の関係 — 画像デザインの保護、意匠のブランド化への対応、意匠登録についての部分的な無審査登録制度について検討してきた。

検討すべき課題としては、これらに止まるものではないが、意匠制度を、制度利用者にとってより魅力的なものとすると共に、デザインの進展に並走して行くことを可能なものとするために、制度内容を既存の内容に固定することなく、時代の変化に柔軟に対応していくことを可能にするよう制度設計を行うべきものとする。